

支給対象となる福祉用具の種目について

対象となるのは、入浴や排泄に関わる福祉用具貸与になじまない性質のものとなります。利用者ご本人の日常生活の維持、改善につながるよう適切な福祉用具を選択してください。

①腰掛便座
次のいずれかに該当するものに限る。 <ul style="list-style-type: none">・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの・洋式便器の上に置いて高さを補うもの・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器
②特殊尿器
要介護者やその介護を行う人が容易に交換できるもの。
③入浴補助用具
入浴の際、座位の保持や浴槽への出入りなどの補助を目的とするもので、次のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none">・入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴槽内すのこ
④簡易浴槽
空気式または折りたたみ式などで容易に移動できるものであること。
⑤移動用リフトのつり具の部分
身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。 リフトは福祉用具貸与になります。

◎介護（支援）認定を新規または変更申請中の方は、認定が出てからの支給となります。